参考資料7

〇昭和32年 技術士法制定(昭和32年法律第124号)

- 1 科学技術の向上と国民経済の発展とに資することを法の目的として、技術士資格を規定
- 2 予備試験と本試験を設け、本試験合格者は技術士となる資格を有する。(本試験受験要件:①予備試験合格者又は一定の学歴(大卒又は同等)があり、②7年超の業務経験の 二つ)
- 3 科学技術庁で試験・登録事務を実施

等

〇昭和58年 技術士法の全部改正(昭和58年法律第25号)

【改正理由】 著しい科学技術の発展状況に鑑み、技術士制度の改善を図るため。

【主な改正内容】

- 1 技術士補制度を導入
- 2 試験を第一次試験及び第二次試験とし、一次試験合格者は技術士補、二次試験合格者は技術士となる資格を有する旨規定
- 3 二次試験受験要件を規定(技術士補として技術士補助業務を4年超又は業務従事通算7年 超の者。一次試験合格は非要件。)
- 4 指定試験機関及び指定登録機関の制度を導入

等

○平成12年 技術士法の大幅改正(平成12年法律第48号)

【改正理由】 国際的な整合性の確保と良質の技術士の一層の育成を図るため。

【主な改正内容】

- 1 第二次試験の受験要件に第一次試験の合格を追加
- 2 文部科学大臣の指定した大学等の課程の修了者に第一次試験を免除する措置を規定
- 3 国際相互承認に対応するための規定を追加
- 4 公益確保の責務、資質向上の責務を追加

等

第147回国会 参議院文教・科学委員会(平成12年4月18日(火))会議録抜粋

○日下部禧代子君(社会民主党) 技術士審議会の報告が平成十二年に出されておりますけれども、 そこで、技術士の資格取得の動機を付与することが効果的であるというふうに報告に出ております。 そしてまた、大臣も今、魅力あるものとするというふうにおっしゃっておりましたけれども、具体 的にどのような動機づけ、どのようなことで魅力あるものになさるか、具体的におっしゃっていただ きたいと存じます。

○国務大臣(中曽根弘文君) 今回の改正は、国際的な相互承認に備えた規定を整備して、そして技術士が海外でもどんどん活躍できるようにしようということが一つであります。そのためにこの試験制度の改善を行うこととしているわけでございますが、これによりまして多くの学生たちがこの技術士を目指すという方向になればと、そういうふうにも期待をしているところでございます。

そして、この技術士の資格が広く今後活用されるためには、他の業務独占資格やまた必置資格との 連携を拡大することが有効であると考えておりまして、関係省庁の協力を今後求めてまいりたいと思 っております。

また、技術士資格自体を業務独占資格あるいは必置資格とすべきではないかということにつきましては、技術士は広範な技術分野で計画とか設計とか研究、またこれらについての指導など、いろいろな形で活動が期待されておりますので、これらの活動を一律に業務独占するということについては必ずしも適当ではないと思っております。むしろ、技術士は高等の専門的応用能力が必要とされる業務でありますので、その能力を保証された技術者として幅広く活用されるということが適当であると思っております。

〇日下部禧代子君 今、<u>技術士資格というのは名称独占であるということの、なぜかというようなことをおっしゃったと思いますが、</u>やはりこれは業務独占とするといろいろな問題が出てくるのでございましょうか。その点、もう少し詳しくお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(中曽根弘文君) 今申し上げましたけれども、<u>この技術士というのは、例えば医師とか</u>そういう名称は、まさに医師の国家試験を受けて医療を行うということで、限定された分野での業務独占資格であると思うんですけれども、技術士は非常に広範な技術の分野で設計とか計画とか研究とか指導とかいろいろ行うわけでありますから、さっきも申し上げましたけれども、業務独占とすることについては必ずしも適当ではないんではないか、そういうふうに思っているところでございます。

第98回国会 衆議院科学技術委員会(昭和58年3月22日(火))会議録抜粋

○関晴正委員(日本社会党) (略) <u>この技術士の試験を受けた方々が日本技術士会のメンバーとして入る場合の構成の状態ですね。試験を通った、合格した、大方がこのメンバーになってもらえばいいのだけれども、合格したメンバーの一割ですか、二割ですか、一万七千人のうちの二、三千ですから……(原田政府委員「三分の一です」と呼ぶ)約その程度ですね。この程度しかメンバーに入っておらない。これはどういうわけなんですか。</u>

○原田政府委員(科学技術庁振興局長) 現在、技術士として登録されております全体のメンバーが約一万六千人、そのうち技術士に入っている会員の方々が約三千人でございます。先ほど三分の一と申し上げましたが、もうちょっと低いわけでございます。

それはいろいろな原因があると私は思いますけれども、一つは、技術士という制度の持っている本質的な内容といいますか、公認会計士ですとか弁護士ですとか、ああいう制度ですと、こういう会に入るのが強制加入になっているわけでございますが、こちらの制度では強制加入ではないわけでございます。あくまでも任意加入で自由に脱退できる、こういう制度になっている。そこに一番の大きな相違点があると私は思います。

<u>この技術士の制度が開かれた制度であるという観点からいって、現在のそういうやり方が、現在の技術士もこの制度には合っている</u>、かように思っております。しかし、なるべくたくさんの人に入ってもらうように、技術士会としてもいろいろな面で魅力のある仕事をやる、こういうかっこうにやっていただくように技術士会でも大いに努力してもらわなければいけないし、われわれも今後とも技術士会を指導していきたい、かように思っております。

第147回国会 参議院文教・科学委員会(平成12年4月18日(火))会議録抜粋

○石田美栄君(民主党・新緑風会) 文部大臣から指定されて技術士試験に関する一切を行ったり、 また受験のための講習プログラムだとか継続の教育とか、さらには技術士登録の事務も行う、そして これからは技術士研修の責務が加わるなど、国際的にも重要な役割を果たすことになります日本技術 士会、そして学協会もそうですね、こういうのはどういう組織なんでしょうか。そしてさらに、今後 新しい展開に向けていかなる充実強化が必要なんでしょうか。

○政務次官(斉藤鉄夫君) 社団法人日本技術士会は、この技術士法において設立が規定されている 公益法人でございまして、技術士の品位の保持、それから業務の進歩改善に資するため、会員の指導 及び連絡を行うということとされております。そしてそのほかに、国の指定を受けて技術士制度についての試験事務、登録事務を行っております。また、技術士の資質向上の責務を今回新たに法律上明記することといたしましたので、これを実際効果あらしめるために、いろいろな研修の実施等を今回目的として追加させていただいたものでございます。

学協会につきましては、技術士会の技術士という性格上、いろいろな技術分野の学会、協会と連携をしておりまして、<u>今後ともいろいろな分野の学会、協会と連携を密にしながら、この技術士が実際に社会に普及していくように努めてまいる決意</u>でございます。